

令和 8 年 5 月 28 日発表

【照会先】

職業安定部 職業対策課

課 長 藤田 義之

外国人雇用対策担当官 藤本 洋介

電話 054-271-9970

労働基準部 監督課

課 長 皆野川 順夫

監察監督官 松本 政浩

電話 054-254-6352

雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監督官

菅沼 健一

電話 054-252-5310

## 6 月は「外国人雇用啓発月間」です

「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」が  
今年の標語です

厚生労働省は、6 月 1 日からの 1 か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに働  
き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適  
正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

現在、政府は一丸となって外国人材の受入れ・共生のための取組を推進しており、令和  
8 年 1 月 23 日に取りまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応  
策」のとおり、一部の外国人による違法行為・制度の不正利用について国民が感じる不安  
や不公平感に対処する必要があるとの基本的考え方の下、入国前の日本語教育及び社会規  
範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把  
握した上での制度適正化、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組など、さまざま  
な外国人の雇用についての対策を実施しています。

静岡労働局においても、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対  
象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助な  
どについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

## 「外国人雇用啓発月間」概要

### 1 実施期間

令和8年6月1日（月）から6月30日（火）までの1か月間

### 2 主な内容

#### （1）事業主団体等への協力要請などによる周知・啓発

厚生労働省が作成した「外国人雇用啓発月間」のポスターを、ハローワークや労働基準監督署等に掲示するとともに、外国人を適正に雇用するためのルールをまとめたパンフレット等を事業主へ配布するほか、事業主団体や関係機関に対して、これらの媒体を用いて、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発を行うよう協力要請を行います。

特に、外国人の雇い入れと離職の際にすべての事業主に義務付けている「外国人雇用状況の届出」が一層徹底されるよう、事業主への周知に努めます。

#### （2）個々の事業主などに対する周知・啓発、指導

静岡労働局、労働基準監督署、ハローワークは、個々の事業主などに対し、さまざまな機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取り扱いの基本ルールについて、情報提供や積極的な周知・啓発、指導を行います。

特にハローワークでは、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（外国人雇用管理指針）に基づき、外国人労働者の雇用管理改善指導などを積極的に実施するとともに、在留カード等読取アプリケーションの使用を徹底することについて周知します。

外国人雇用状況届出の未届又は虚偽届を把握した場合において、これまで実施してきた助言・指導又は勧告に従わず、適正に届出を提出しないような悪質な事案に対しては、警察等関係機関への情報提供や刑事告発など厳正に対処します。

#### （3）特定技能外国人の受け入れに関する事業主への助言・指導等

ハローワークでは、外国人雇用管理指針に基づき、事業主に対し、特定技能外国人の受け入れや雇用管理に関する助言・指導を行うとともに、外国人求職者に対する職業紹介に資するため、様々な機会を利用し、求人開拓を実施します。

また、労働基準監督署においては、労働基準法令違反が疑われる特定技能外国人受入事業主等に対して監督指導を実施し、違反が認められた場合には、その是正に向けて指導を行い、悪質な事業主等に対しては、送検を行うなど厳正に対処します。

#### （4）技能実習生の受入れに関する事業主などへの周知・啓発、指導

静岡労働局、労働基準監督署、ハローワークは、「外国人技能実習機構」を始めとする関係機関と連携を図り、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が適用されることについて周知・啓発を行います。

#### （5）外国人雇用サービスコーナー・留学生コーナー等の周知

県内14箇所ハローワーク内に設置した「外国人雇用サービスコーナー」や、静岡及び浜松の新卒応援ハローワークに設置している「留学生コーナー」において、外国人求職者や留学生の就職支援を行っていることを周知するとともに、個々の事情に応じたきめ細かな職業相談を実施していきます。

また、求職者が仕事の探し方等について相談できる「ハローワークコールセンター（多言語窓口）」や、全国のハローワークの窓口で利用可能な電話通訳サービス（多言語コンタクトセンター）を活用した多言語対応による外国人求職者の職業相談ができることを周知します。

**【ハローワークコールセンター（多言語窓口）】（委託事業）**

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～土	●平日（月～金） 午前8時30分～午後6時 ●土曜 午前10時～午後5時	0800-919-2901
中国語			0800-919-2902
韓国語			0800-919-2903
ポルトガル語			0800-919-2904
スペイン語			0800-919-2905
タイ語			0800-919-2906
タガログ語			0800-919-2907
ベトナム語			0800-919-2908
ネパール語			0800-919-2909
インドネシア語			0800-919-2910

※ 開設日は、日曜・祝日・12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

**（6）労働条件などの相談窓口の周知**

外国人労働者の方からの相談に的確に対応するため、静岡労働局及び管内4箇所の労働基準監督署に5言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語）に対応した「外国人労働者相談コーナー」の設置及び「外国人労働者向け相談ダイヤル」などで、13言語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語（クメール語）、モンゴル語）に対応した、労働条件などの相談を受け付けていることを周知します。

また、「総合労働相談コーナー」で、職場におけるハラスメントや解雇などのトラブルに関する多言語での相談を受け付けていることを周知します。

**【外国人労働者向け相談ダイヤル】**

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 （正午～午後1時は除く）	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	金		0570-001-707
ネパール語	月～木		0570-001-708
韓国語	水～金		0570-001-709

タイ語	木		0570-001-712
インドネシア語	火		0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)	水		0570-001-716
モンゴル語	金		0570-001-718

※ 開設日は、祝日、12月29日～1月3日を除きます。

※ 通話料は、発信者負担となります。

※ 相談時間や相談曜日などを一時的に変更する場合があります。

**【労働条件相談ほっとライン】**（厚生労働省委託事業）

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	●平日（月～金） 午後5時～午後10時  ●土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語	月～土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語	木、日		0120-613-801
タイ語			0120-613-802
インドネシア語			0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土	0120-613-804	
モンゴル語		0120-613-805	

※ 開設日は、12月29日～1月3日を除きます。

※ ウェブサイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

(参考) URL

- ① 外国人雇用はルールを守って適正に（静岡労働局）  
[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/gaikokuzin/koyorule.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/gaikokuzin/koyorule.html)
- ② 外国人雇用サービスコーナー（通訳を配置しているハローワーク）  
[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/gaikokuzin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/madoguchi_annai/gaikokuzin.html)
- ③ 外国人労働相談コーナー（静岡労働局）  
[https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/madoguchi\\_annai/roudou\\_kankei\\_soudansaki/kantoku21.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/madoguchi_annai/roudou_kankei_soudansaki/kantoku21.html)
- ④ 「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/tag\\_engoyougosyu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tag_engoyougosyu.html)
- ⑤ 「外国人労働者雇用労務責任者講習外国人材受入れ事例集」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001679220.pdf>
- ⑥ 「特定技能制度 制度概要や重要なお知らせ」  
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>
- ⑦ 「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000198638.html>
- ⑧ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/gaikokujin/gaikokujin.html>

⑨ 「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_18404.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18404.html)